

令和2年度 長野県住宅審議会（第2回）

日 時：令和2年11月5日（木）
午前10時～
（Web会議システムにより開催）

1 開 会

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから長野県住宅審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、建築住宅課企画幹の長崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回に続き、コロナウイルス感染防止の観点より、Web会議方式で審議会を開催させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、建築住宅課長の小林からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○事務局（建築住宅課 小林課長）

どうも皆さん、おはようございます。県の建築住宅課長の小林でございます。本来であれば、建設部長の田下がごあいさつを申し上げるところですけれども、本日、所用がございまして、申し訳ございません、代わりにごあいさつを一言させていただきます。

委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中、本日、住宅審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、建築住宅行政の推進につきまして、ご理解、ご尽力、ご協力をいただいておりますことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

本日、本年度、第2回目の住宅審議会でございますが、今回、その他にも含めまして4つ議題をご用意してございます。まず1つ目でございますけれども、昨年度来、本審議会に設置をしました専門委員会で検討を進めてまいりました、信州の多様な住まい方検討事業でございます。このビジョン、前回もたたき台ということで、ご審議をいただきましたが、今回が最終報告ということで、内容がまとまりましたので、内容のご確認をいただければと思います。

次、2点目でございますけれども、来年度に改定を予定してございます、県の住宅施策のマスタープランであります、長野県住生活基本計画の改定につきまして、前回、スケジュールと概要をご説明させていただきました。本日は、この改定に当たりまして基礎調査、基礎的資料となります県民アンケートを、今年度実施をするということにつきまして、アンケートの素案がまとまりましたので、ご意見をいただければと考えております。

3点目でございますけれども、2050年のゼロカーボンの実現に向けまして、信州らしい住まい、住まいづくりの取組につきまして、前回、方向性につきましてご説明をさせてい

いただきました。この検討につきましては、非常に専門性が高いというようなこともございまして、具体的な検討をするに当たりまして専門の委員会を本審議会内に設置をすることにつきまして、ご了承をいただきたいと考えております。

最後になりますけれども、4点目でございますが、住宅建築物の耐震化の推進につきましては、県の耐震化促進計画を策定しまして、鋭意、進めているところでございます。現計画は第2期ということで、5年間の計画の中で進めているところでございますが、今年度末が第2期の期限の末ということでございまして、引き続き進めるに当たりまして、次期の計画、第3期の計画の策定に向けまして、スケジュール等を説明をさせていただければと思っております。

本日は、県の住宅施策の今後の方向性につきまして、委員各位の大所高所からの忌憚のないご発言と、十分にご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

本日の審議会は、委員10名のところ、小野委員と柳澤（玉枝）委員、2名欠席されまして、8名の皆様にご出席をいただいております。長野県附属機関条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立していますことを、ここにご報告申し上げます。

次に、本日の審議会資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、先にお送りいたしました資料一覧のとおりでございます。資料1から別紙2までございますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

なお、本日はおおむね12時をめぐりに終了させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの会議の進行は、長野県附属機関条例第6条第1項の規定により、武者会長さんをお願いしたいと思います。それでは、武者会長さん、お願いいたします。

3 議 事

○武者会長

皆様、おはようございます。今日もWeb会議ですけれども、課長さんと先日お話ししたところによると、状況によっては、次回あたりからですね、リアルな会議に移行できるのではないかなというような話も聞いております。Webですと議論という形にはなかなかなりにくいので、早く皆さんと対面でやりたいとは思っておりますけれども、本日もよろしくお願いいたします。

4つほど議題がございますけれども、それほどシビアな議論があるというよりは、むしろ皆さんのアイデアをどんどん出していただくような議題が多いかと思っておりますので、ぜひ積極的にお話しいただければありがたいと思います。

それでは、早速、審議会を始めたいと思っておりますけれども、まず先立ちまして、今日も、議事録に署名をいただく委員の方を、出席いただいている方から、2名、指名させていただきたいのですが、名簿の下から順番にというようなルールがあるそうですので、

これによりますと、小松委員さんと柳澤（玉枝）委員さんをお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

武者会長、失礼します。本日、柳澤玉枝委員様がご欠席ということになりますので、一つ繰り上げて、田中委員さんをお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○武者会長

失礼しました。柳澤委員さん、お二方いらっしゃって、すみません、失礼しました。では、田中委員さんですね、よろしいでしょうか。

○田中委員

はい、分かりました。

○武者会長

ありがとうございます。

（１）信州の多様な住まい方検討事業について

○武者会長

それでは、議事に入りたいと思います。まず、1番目ですね、「信州の多様な住まい方検討事業について」ということで、事務局から、まず資料のご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 三宅担当係長）

長野県の建築住宅課の三宅と申します。よろしくお願いたします。

初めに、資料1-2をご覧いただきたいのですが、信州の多様な住まい方検討事業ということで、昨年度来、検討してまいりました。結果として、資料1-2にございます「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」というものを策定していきたいということでございます。では、まず最初に、ビジョン2030の位置づけを整理したものが、資料1-2でございます。

現行の住生活基本計画の策定後に、県の総合計画である、「しあわせ信州創造プラン2.0」ですとか、関連計画が策定され、また、新型コロナウイルスといった、これまでの計画にない新たな社会の変化がある中で、令和3年に迎えます住生活基本計画の見直しに先立ちまして、求められる住まい方について、理念や基本方針、基本的な視点を整理するものとして、「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」を策定すべく、昨年度より専門委員会を設置しまして、検討を進めてまいりました。このビジョンは住生活基本計画の見直しに反映するほか、可能なものは、次年度から施策に反映していくというものでございます。

資料1にお戻りください。一番左は、その専門委員会でございます。先日、10月16日に

最終の専門委員会を開催いたしまして、後ほど説明をさせていただきますビジョンの(案)をご提言いただきました。今後は、本日の住宅審議会でのご意見ですとか、市町村の意見聴取を経て、年内をめどに県のビジョンとして決定してまいりたいと考えております。

また、このビジョンを県民や事業者にとってもイメージしやすいように、今年度の事業で発信用の県のホームページを策定しまして、ビジョンで描く住まい方を先進的に体現されている方、そうした方のインタビューを行いまして、動画ですとか、記事の形式により発信をしていくこととしております。ホームページは、令和3年の2月に公開を予定しているところでございます。

続いて、資料1-3をご覧くださいと思います。資料1-3は、専門委員会からご提言をいただいたビジョンの(案)を添付しております。前回も説明をさせていただいておりますのでかいつまんで説明をしますが、左上には、住まいを取り巻く環境の変化としまして、社会環境の変化、自然環境の変化、価値観の多様化と、3つにまとめております。

真ん中の下には、信州らしさ、魅力を掲げております。恵まれた立地条件、多様性を受け容れる「寛容さ」、それから、これまで各地域で営まれてきた豊かな暮らしといったものを記載しております。

また、前回からの変更点としまして、真ん中の「受け容れ力(寛容さ)」のところですが、4ポツ目になりますが、信州に息づいている学びの精神、この学びを通じて、多様性を受け容れるという力を持っていると、それが信州の魅力であるということに記載させていただきました。

こうした信州らしさ・魅力を基盤・土台としまして、真ん中の5つの視点を持って暮らすことで、育まれた資源を次世代に引き継いでいきたいと思いますという形でまとめております。

5つの視点は、これまでの専門委員会や県民ワークショップ等の中から浮かび上がってきたものであり、これからの住まい方を考える上で重要となる視点として記載しております。

まずは全国一律でない、信州らしさを前面に出していきましょうというものです。次に、1つの住まいに1世帯が住み続けて終わるのではなくて、ライフスタイルの多様化ですとか、世帯のあり方、ライフステージの変化、それから働き方の多様化などに対応しまして、その住み替えやリノベーションなどを通じて、様々な人が様々な形で住む、あるいは使うと、住みこなすという観点を入れています。

そして、地域や社会に開いて支え合う、あるいは価値観でつながる新たなコミュニティの形、そうしたコミュニティをつくり出していくような場が必要であるということで、「ひらく・つながる」と。

それから人や地域とつながっていること、また、地域や社会から自分が必要とされているということが感じられること、それがこれからのしあわせだよという、しあわせのパラダイムシフトが必要ではないかということです。

また、暮らしは多様にありますけれども、やはり根本には居心地の良さというものが必要だということでございます。そうした視点を持って住まうことで、豊かさやしあわせを感じられ、そうした暮らしを次の世代へ継承していきましょうという形でまとめています。

右下には、そのための3つの提案を掲げています。1つ目は、住まい単体の姿ということで、環境や健康にやさしく安全な住まいとして、省エネですとか、環境共生に配慮され

た心地よい住まいにしていきたいと思います。そしてそれが持続可能となるように、災害のハザードエリアからの回避ですとか、コンパクトシティの推進など、その立地条件のほか、災害時のレジリエンス機能も確保していきたいと思いますという点でございます。

2つ目は、多様な変化やニーズに対応した住まいの選択を可能として、住まい、あるいは地域、まちを住みこなしていきたいと思いますという点でございます。ライフステージに応じた家族の変化ですとか、多様なニーズに応じた住み替えを可能とするとか、あるいは住まいに働く、学ぶといった多様な機能を持たせる。価値観や環境の様々な世帯が、それぞれで社会機能を補完しながらシェアハウスなどで住むといった、新たな住まい・住まい方の形を可能としていきたいと思いますという点でございます。

3つ目は、地域や社会にひらかれ、つながり、ささえあう暮らしとして、コミュニティ関係に触れております。地縁・血縁だけではなく、価値観でつながるコミュニティが必要であると。それは、例えば、自宅と仕事場以外の第三の場所、サードプレイスの確保が必要であるということ。あるいは外部と遮断する閉じる住まいではなくて、地域にひらいて、緩やかにつながる暮らしで生活を豊かにしていきたいと思いますという点でございます。

以上をビジョンの（案）としてご提言いただきました。このビジョンを、行政はもちろんですけれども、県民や事業者さんと共有をさせていただきまして、これからの信州にふさわしい住まい方、豊かでしあわせな住まい方の実現のために、長野県住生活基本計画に反映させ、これからの各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。私からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○武者会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対して、まず、皆さんのほうから何か事務局のほうへご質問というか、分からない用語等でも結構ですけれども、何かあれば最初にお聞きしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

このビジョンですけれども、私を含め何人かの委員さんは、これをそもそもつくるところから入っていますので、何と申しますか、客観的に見られないと申しますか、もう見慣れてしまった点もありますので、ぜひ、専門委員でない委員さんからご意見をまずいただければ非常にありがたいと思っていますので、どうでしょうか。もちろん、専門委員で関わっていただいた方でもいいのですけれども、何かありましたら。

ちょっと、では、関わっていない委員さんに少しお話をお聞きしたいと思いますのですが、では、原委員さん、いかがでしょうか、ご覧になって。

○原委員

おはようございます。全体としてビジョン2030を拝見しても、特に違和感があるところはないなと思っております。1点、右側の枠内、「住まい方」の3つの提案のⅢのコミュニティに関する提言で、コミュニティハブや情報で地域とつながる共生社会という項目がございますが、これは、従来から地域の住民で、いわゆる自治会と申しますか、そういう組織があるわけですけれども、これらとの関係性というのはどんな位置づけに、これらを活用するという意味なのかなと理解はしたんですけれども、その辺のところを少し、関わられた委員の皆さんからお話しいただければ幸いです。全体として特に別に異論も

ございませんし、大変エコな内容だと思っております。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。コミュニティのところ、どうでしょうか。専門委員会の方で何かお話がある方はいらっしゃいますか、この点について。はい、平賀委員さんですね、はい、どうぞ。

○平賀委員

おはようございます。ではコミュニティの件ですけれども、ここで規定はしていないのですが、イメージとしては、つくる上でのイメージとしては、実際、今の自治体組織が、コミュニティに関わることに對してのネックになっているという部分も現実としてはあって、そのこう少し締めつけということですけど、そういうものがあるから逆に都会に出たいという、人口減少の引き金になっている部分もあるかと思えます。ここで言うコミュニティというのは、既存のコミュニティの延長ということではなくて、それがまだ、どんな形がふさわしいのかということは、この委員会の中でも、結局、結論は出てはいないのですが、そういう既存のコミュニティとはまた違う、ここにありますような、価値観でつながるコミュニティとか、緩やかなつながりという意味でのコミュニティをつくっていかなくてはいけないという意味と私は理解しております。

○武者会長

ありがとうございます。そうですね、確かに、既存のコミュニティを守るということではないですし、逆に全く新しい何かをつくるということでもないと思うんですね。否定していないということは、恐らくそういうことで。住宅という一つの箱をきっかけに、その既存のコミュニティも含めて、より外部とつながっていききたいというような、そんなメッセージかなと思っております。平賀委員さん、どうでしょうか、よろしいでしょうかね。

○平賀委員

はい、そのように理解しております。

○原委員

ご説明、ありがとうございました。おおむねイメージとしては共有できる場所なのですが、より具体的な、例えばイメージで言えば、従来のその地域、長くお住まいの皆さんを中心とした自治会組織とは別に、例えば、新たな集まりとして言えば、長野県内での都市部は、大分、コンパクトシティの延長線上で、マンションが多数、長野市内でもそうですが、松本市なども建ってきている。ああいったマンションというのは、既存の自治体組織とは少し違った集まりのゾーンなのかなと思えますけれども、イメージの一つとしては、またそういったものの活用というものもあるのでしょうか。質問に質問でまた恐縮ですけども。今、私がイメージしているのは、例えばそういうところが一例としてあるのかなと思ったんですけども、それ以外で、例えばこういうイメージです、というのがあれば、重ねてのご質問で申し訳ないのですが、関わった委員の皆さんから少しお話しただけ

ばと思います。お願いします。

○武者会長

ありがとうございます。確かに、数としてのインパクトが実際大きいのは、マンションとか、こういうもののわけですよ。それをどのようにコミュニティのイメージとして取り込んでいくか、確かに大きな課題ですけれども、他の委員さんどうでしょう、何か今の件でお話があれば伺いますけれども、どうでしょうか。では、平賀委員さん、どうぞ。

○平賀委員

そのマンションなどのその自治会組織というのも、一つ、そうなのでしょうが、私が具体的なイメージとして持っているのは、私、伊那市の商店街に行っておりまして、その商店街というまちを中心としたコミュニティも一つ存在するなと思っていて。それは、そこに住んでいる人ではないのですけれども、その商店街に来るお客さんが、土日にマルシェのようなことを開催しているのですけれども、そこで、ある意味、こちらの価値観を提案させていただいて、そのマルシェに来るお客さんというのは、何か同じようなそういう価値観を共有してしまっていて、例えばですが、出店側からは、ここに来るお客さんはみんなやさしいねというふうにおっしゃっていただくし、来るお客さんも、本当、ごみ一つ残して帰らない、マイ食器を持ってくるみたいな、ある共有しているものが見えるのです。それをこれから「見える化」して、それは何か規則とか何とかがあるわけではない、価値観でつながっている緩やかなコミュニティということになるのですが、そこに来ることが一つの楽しみだし、そこで知り合いが増えていって、そこで一緒に何かができるようになるとか。そのような、既存のコミュニティとは別の形のコミュニティがあると実感しております。

つまり、そのマンションみたいな、集合住宅の住民が必ず関わらなければいけないコミュニティというのは、どちらかというところ、やっぱり今までの自治体のコミュニティと同じ意味合いのものなのですけれども、それとは少し別の意味合いの、何か自分がそこに帰属できるというか、存在して居場所として心地がいいというようなコミュニティをつくっていくことなのかなと感じております。何か漠然としているイメージ論で申し訳ありませんが、伝わったでしょうか。

○武者会長

原委員さん、どうでしょうか。

○原委員

大分、イメージできました。ありがとうございました。

○平賀委員

すみません、補足すると、居場所が存在するというような、自分がそこにいられるという、無理せずに心地良くいられる、その居場所づくりという意味が近いかなと思っております。

○武者会長

端的に言うと、従来あったその自治会という地縁、あるいは会社の中の縁しか持っていなかったようなものではない、第三の、そういう何か縁が、地域にできればというところで、そういう意味では、マンションというものは、もう既に住まい方が、ある意味、既定されているものですので、そこから訴えかけられることってないのですけれども、例えば住宅を新しく建てるときに、その場所も含めて、どういうふう外部に開いていくか、これが重要なのではないかという、そういうことかなと思っています。

もう少しちょっと、他の委員さんからどうでしょうか。柳澤委員さん、どうでしょうか、ご覧になって何かご意見があるでしょうか。

○柳澤玉枝委員

この“住まい方”ビジョン2030を見せていただいて、この一番真ん中にある、豊かさ・しあわせのパラダイムシフトというところの下に、「人や地域とのつながりがしあわせ」というふうに書いてあるところがありますよね。本当にこのビジョン、よくできていると思うのですが、この人や地域のつながりがしあわせになるためには、やはり、この住まいというところで、とてもその住む人たちは、愛着を含んで住んでいるというふうな状況があると思います。そしてここに住んで、自分はこういうふう暮らしていきたいかというふうな、何ていうのでしょうか、希望を見いだすというの、この住まいの役割の一つかなと考えておまして、ここに希望を見いだして人や地域とつながるしあわせということも、一つ取り込んでいただくと、また少しこうインパクトが強くなるか、なんて考えました。

それと、この右の枠の中にある、ⅡとⅢのところですが、私、福祉的な視点からこの住まい、住まいと言っても、こう幅広く、地域を含んで住まいと考えていいのかなと捉えています。福祉的な視点からいうと、今、地域共生社会の推進ということが進められているのですが、その視点を持てば、高齢者や障害者が住みやすいまちづくり、地域づくりというところの視点を持って、私は考えたいなと思おまして、この2番目の多様な変化やニーズに対応した住まいの選択というところで、高齢・障害になっても暮らし続けられる環境整備というところも、ぜひ入れてもらいたいなと思おしました。

それと、その3番目のところですが、地域や社会にひらかれ、つながり、ささえあう暮らし【コミュニティ】というところでは、やはり、今、全世界でも、SDGsというのですかね、目標としていることがありますよね。そういうことを目標にしているならば、誰一人取り残さないコミュニティをつくっていくというところも、重要なところではないかなと思っています。言いたいのはそれだけです。

○武者会長

ありがとうございます。非常に我々が気づかなかった視点が多いですね。特に、例えば福祉の視点が欠けているというのは、おっしゃるとおりだと思います。このⅡ番やⅢ番あたりに、そういう少し文言として、直ちに、今、どういうふうということは言えないのですけれども、少し、そういうキーワードを入れる必要というのは、確かにあるなという感

じがしました。

それから、住まいというのは、ある種、希望というのは確かにそうですね。やっぱり人生の中で、住宅を建てるということに、一つ、大きな、人生の中でも希望が持てるものであって、かつ住宅というのは、やはり必ず場所にひもづくものですから、そのあたり、地域でどういう希望を持っていけるかというのは、大きな点ですね。希望というようなキーワード、これも確かに、どこにも入っていませんので、事務局のほうで、どこに入れるかというのは難しいのですけれども、少しそういうキーワードが入ればありがたいなと私も思います。ありがとうございました。

すみません、時間が少し一応来ていますので、また、何かありましたら。

○下平委員

いいですか。ではちょっと、非常に綿密に網羅されているなというふうに思いますが、1点ですね、最近のタイムリーな問題というか、アフターコロナというか、この部分で、今、長野県は14年間、連続ナンバーワンという移住したい県であり、豊かな自然であるとか、美しい景観であるとか、そのような部分は、かなり理解されているのかなと思う中で、まちと自然のちょうどいい距離感というか、東信・北信の方たちは新幹線があるのでとてもいいアクセス、それから中南信のほうでは、そうした意味ではつくらなきゃいけないのですが、リニアとか、三遠南信とか、中京圏のほうともちょっと。

そういうものも、このコロナの後の生活スタイルってかなり変わってくるのかなということ考えたときに、もう一つ、移住の一つの接点として、そのコロナ後の状況の変化に伴って、今まで田舎暮らしとか、移住をお願いするのに、仕事の場所、働く場所というようなこと、そういったところが結構ネックになっていたと思いますが、今の仕事を持ったまま、田舎で仕事を探さなくても来られるという、一つの環境の変化がこうできているのかなということを感じるのですね。大会社に全ての社員を集めるということではなくても、リモートで仕事をすることによって、そういう意味で、移住のもう一つのアクションとして、このアフターコロナの部分のタイムリーなものとして入れていくというのは、どうなのでしょうかねというのが感じたことです。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。そうですね、このアフターコロナというのは、非常に大きなキーワードでして、実は専門委員会のほうでも検討してきました、今、一応、文言としては、左上のこのオレンジの四角の中の一番下に、価値観の多様化の中に一つ入っているのですね。実は、一つ前のバージョンまでは、別のほうに特出しで書いていたのですが、おっしゃるように、コロナ、アフターコロナの中で、やはり住まい方はもちろん変わってきておりました、特に移住との関係ですね。ここに、移住に強く関わってくるところなのですが、実は、その委員会の議論の中で、コロナというのが、その移住もそうですね、例えばライフスタイルのあり方ですとか、その人との距離感も含めた交流とか、結構いろいろなところに関わってきて、一つのところに限定して書くというのは難しいのではないかという議論がありまして、その結果、左上のほうに、全体に係るところに結局、置いてしまった。言ってみれば、逆に、あらゆるところで、やっぱりアフターコロナの住まい方を考

えていかなければいけないというのが、一応、専門委員会の最終的な意見だったのです。そのような感じなのですが、いかがでしょうか。

○下平委員

あるいは、空き家利用とかね。これも一つの、生活スタイルの違いによって来やすい環境というか、状況をつくってあげることもできるので、そういう使い方もしてもらような考え方もあるのかなと思っていました。

○武者会長

そうですね、おっしゃるとおりですね。一つ、移住の一つの大きなきっかけとしての空き家活用はもちろんありますね。それが、アフターコロナで、恐らく大きな変化として、今後、長野県には出てくると思うのですが、どうでしょうかね、その辺ですが、アフターコロナというところを、移住ないしは空き家にひもつけて書くというやり方もあるのですが、例えば下平委員さん、何か、特にここ辺りに書いたらいいのではないか、というのはありますか。

○下平委員

そうですね、そういうアイデアはちょっとないのですが、感じたままを言いました。例えば、シェアハウスだとかというような、そのような言葉の面もあるかなということで、ビジョンであるかどうかということについては、また別の意味かもしれません。

○武者会長

分かりました。多分、問題意識は、専門委員でも全く同じものを持って言っていて、要は、いろいろなところを書きたいのだけれど、書けないというような感じだったのです。ですので、その考え方自体は、共有しているということでご理解をいただければありがたいなと思います。

○下平委員

分かりました。

○武者会長

ほかの委員さん、よろしいでしょうか、原委員さん、どうぞ。

○原委員

度々すみません、手短に。先ほど、私、質問した件で、もう少し整理して私の感じ方を申し上げますと、ここで書かれている新しいこのコミュニティの提起は非常に重要だと思います。孤立社会ですね、中で、自分のこう社会的な居場所を確保していくことは大変重要だと思うのですが。

一方で、どちらかというと、ハード面に近いような従来の自治会組織が、大分、正直、崩壊している。それは、先ほど申し上げたコンパクトシティの推進によって、県内では都

市部でマンションが非常に多く建ってきていて、そのコミュニティの皆さんは、結構、自治会に所属されてない方が非常に多くなってきているというのが事実でございます。それは、いろいろな行事の多さですとか、それへの参加の強要等々、いろいろ、今、社会問題化しているところですけども、ただ一方で、その災害時の対応、あるいは県、お住まいの市町村からのいろいろな情報提供等々、どちらかというとソフト面、ハード面に近いようなソフト面を担っていくのは、やはり、よきにつけ、悪しきにつけですが、既存の自治会組織なものですから。その自治会組織というのは、ベースにやっぱりある程度は確保しておかないと、行政と、その個人、住民との結びつき、その伝達手段に、やはり非常に必要な部分を占めている。その中で、自治会に入られている方は非常に少なくなってきた。

その中で、私、さっき申し上げたマンションなんかは、より従来の自治会より緩やかな形で、行政と個人の結びつき、最低限のラインを確保していくという意味では、新しい自治会みたいなものですね。そういうものを活用しながら、一定のコミュニティを確保することで、この提起されている、それとは別の新しいコミュニティとセットで考えていかないと、そのベーシックになるコミュニティが崩壊してしまうと、その他の部分のコミュニティで、現実問題としてカバーできる範囲というのは、限られるのではないかなという気が少しするものですから、そこら辺、バランスよく、ベーシックのコミュニティと、ここに提起されているコミュニティを、両方を融合した形での住まい方というのが必要じゃないかなというのを感じましたので、改めて申し上げます。失礼します。

○武者会長

ありがとうございます。おっしゃるように、やっぱりマンションのようなものが、やっぱり地域社会の、ある種の分断とか、いわゆる無縁社会のようなものにつながっているというのは、非常におっしゃるとおりですね。我々も確かに、既存のそのマンションのようなものの住まい方をどうするかというのは、あまり実はこれまで、おっしゃるように議論が足りなかったところではあるのですね。今、新たな住まい方というよりは、そもそも既存の住宅をどのようにその住まい方を変えていくかという視点、どのように入れるか、難しいのですけれども、一つは、コミュニティのところの、今は地縁・血縁だけでなく、もう一つの第三のコミュニティというようなニュアンスが少し強いのですけれども、少しその地縁・血縁というものをベースにというような、そんなニュアンスですね、それが入ったほうが確かにいいかなと思います。その辺、表現、微妙なところで変更になるかと思えますけれども、事務局のほうで、もし対応をいただければありがたいと思います。はい、原委員さん。

○原委員

何度もすみません。先ほど、私、申し上げた、必ずしも地縁・血縁という意味ではなく、要は社会的な、社会とつながる形の、ベーシックコミュニティという言い方をしたのですけれども、その中で多様性のいろいろなコミュニティがあると、より全体のコミュニティが安定すると思うのですね。ですから、既存のその自治会、地縁・血縁だけをちょっとイメージしているわけじゃなくて、逆に、新しい形でのベーシックコミュニティ、その象徴

的なものが、マンション等の共同住宅などを一つ活用できるのではないかなという、そういう意味で申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○武者会長

なるほど、分かりました。ベーシックというのは、その地縁・血縁ではないということなのですね。新しいのも含めたベーシックなコミュニティということですね。そうすると、今、価値観でつながるコミュニティというのがあるのですけれども、多分、価値観だけではなくて、ある種のその共同住宅、集合住宅のような、住まいをともにしていることから生じるコミュニティというのでしょうか、そういう新しいベーシックコミュニティというようなものも含めて、ちょっと入れていただくということになると思います。その辺の文言修正をできればお願ひしたいなと思います。

それでは、すみません、大分、議題の1から議論が白熱してですね、時間が押しぎみです。次に行きたいと思います。

(2) 長野県住生活基本計画の改定について

○武者会長

議題の2ですけれども、住生活基本計画の改定ということで、これも事務局のほうからご説明いただきたいと思ひます

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

建築住宅課の深澤と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、前回に続きまして、住生活基本計画の改定についてご説明いたします。

前回、ご欠席された委員様もおられましたので、改めて、前回、お示ししました資料をもとに、今年度から来年度にかけて実施する計画改定の概要について、ご説明をさせていただきます。資料は2をご覧ください。

まず、住生活基本計画とは、住生活基本法に基づきまして策定する、住生活の総合的な推進を図るための計画でございまして、国が定める全国計画というものと、全国計画に即した形で各都道府県が定める計画がございまして。これまで、両計画ともに、社会や経済情勢の変化等を踏まえまして、おおむね5年ごとに計画を見直し、その見直しの年度から10年間の新たな基本計画として策定をしてきたところでございまして。

長野県の住生活基本計画は、前回改定しました平成28年度から来年で5年を経過することから、来年度に現計画を改定しまして、新たな住生活基本計画の策定を行う予定としております。長野県住生活基本計画には、基本理念のほか、基本的な視点、目標や施策を盛り込んでございまして、その概要につきましてはお示しのとおりでございまして。

裏面の2、策定体制でございまして、新たな県計画の策定に当たりましては、ここにおられます審議会委員の皆様のご意見と、県民より幅広くご意見をいただく上で進める形としております。まず、今年度につきましては、県民の住宅や住環境に関する意識やニーズを把握するため、県民アンケートの実施を予定しております。既存の統計や調査からでは把握できない県民の意識やニーズを、このアンケートを通して調査・分析をいたしまして、

次期計画に盛り込む施策展開や目標を設定する上での参考資料といたします。まずは、今年度、アンケートの実施を行いまして、来年度は、パブリックコメントを通じて、広く県民の意見を求めるスケジュールを考えておりますので、あらかじめご承知おきをいただければと思います。

続きまして、資料2-2をご覧ください。県計画のベースとなります、全国計画の見直しスケジュールが記載されております。今年度末、令和3年3月の閣議決定を経まして、全国計画が公表される予定で進んでおりまして、これまで、令和元年の9月から、国の社会資本整備審議会の住宅宅地分科会で議論が重ねられてきたところでございます。

直近では、今年の8月に開催されました住宅宅地分科会で、中間取りまとめの（案）が提示されておりまして、住宅施策の課題を「居住者」「ストック」「まちづくり」「産業・新技術」の4つの視点と12の項目に整理をしまして、それぞれの項目ごとに、検討の方向性や具体的施策のイメージが整理されております。その内容につきましては、資料2-3の中で、14ページにわたりましてまとめられているところでございます。

詳しくは、また改めて資料をご覧くださいと思いますが、4つの視点における施策展開の検討状況について、かいつまんでご説明をさせていただきます。まず、「居住者」の視点では、子育てや高齢者世帯、住宅確保要配慮者に適した住まいの整備、実現や、多様な住民、世代が安心して暮らせる地域共存社会づくりを目指した施策展開を検討している状況でございます。

また、「ストック」の視点では、良質な住宅ストックの形成を目指しまして、長期優良住宅やネット・ゼロエネルギー・ハウス等の普及促進や、既存住宅を消費者が安心して購入できる環境整備のほか、耐震改修やバリアフリー、計画的な管理・修繕の実施促進や空き家対策への支援等の施策展開を検討しております。

また、「まちづくり」の視点では、災害危険エリアから安全なエリアへの住宅立地の誘導や、安全な地域における住宅ストックの形成を通じ、コンパクトシティを推進することや、多様な住まい方を実現し、二地域居住や新たな他地域居住の推進等の施策展開を検討している状況です。

4つ目、「産業・新技術」の視点では、IoTを活用した生活支援や見守りなどの住生活関連産業のリモート、デジタル化、働き方改革やテレワークの進展などによる柔軟な働き方に応じた豊かな住生活の実現を目指し、在宅勤務、コワーキングの環境整備等、コロナウイルス感染拡大を契機として、住まい方の変化に対応するための施策展開を検討しているところでございます。

今、申し上げました全国計画の検討プロセスと同様に、県の計画策定に当たりまして、理念や基本的な視点、目標や施策について、来年度の審議会内で議論をお願いしたいと考えておりますが、そのベースであります素案を検討するに当たりまして、まず、基礎的な情報としまして、県民の住宅や住環境に関する意識やニーズを把握する必要があると考えておりまして、今年度においては、先に触れました県民アンケートを実施するものでございます。

なお、現計画内では、前回実施に実施しましたアンケートの集計結果を「県民の意識・志向」と題しまして、現在の住まいに対する評価や、「信州らしい住まい」のイメージを反映しております。今年度実施するアンケートについても、現計画と同様に、その集計結果

を次期計画内に反映する予定で考えております。

アンケートの調査項目につきましては、事務局（案）としまして、資料2-4としてまとめさせていただきましたので、本日は、アンケート（案）をご覧いただきまして、調査項目について、追加や必要な視点等がありましたら、委員の皆様より、ご専門の分野や回答者の目線で忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、設問の概要についてご説明をいたします。まず、資料2-4の①のをご覧ください。こちらは、過去2回、平成22年度と平成27年度に実施した県民アンケートの設問と、今年度実施予定のアンケートの（案）の変遷をまとめたものでございます。例えば、各年度のアンケートの分類のうち、初めに設けている属性に係る問については、平成22年度実施時では10問、27年実施時では9問、今年度の（案）としましては6問と変化しております。同じように、分類ごとの設問数や、分類自体の見直し等を行いまして、今年度案を検討するに至っております。

なお、平成27年度と令和2年度（案）の一番右側の継続の列には、それぞれ「○」や「◎」がついている設問がありますが、「○」は前回実施と同じ設問、「◎」は、前回、前々回、要するに3回連続同じ問を設けたものを表したものとなっております。

資料2-4①の裏面に設問数等の内訳をまとめておりますのでご覧いただきますと、設問数は、平成22年度では42問、平成27年度では48問、今年度（案）では40問と、設問数をこれまで実施したアンケートより減らしております。今年度（案）は、アンケートの回答率を上げることを目的としまして、これまでのアンケートより設問数を少なくしまして、回答者への時間的負担を減らしつつ、社会情勢の変化を踏まえ、新たな視点から問を設けたものとなっております。

では、設問（案）をご覧いただきたいと思っておりますので、資料2-4の②をご覧ください。左列から順に、設問の分類、設問番号、質問、選択肢と並んでおり、右側の備考のところ、平成22年度、27年度に実施したものについては、それぞれ記載してありますので、ご参照をお願いいたします。

まず、問1～問6については、属性を何う設問としまして、回答者のプロビィールに係る問を設けております。ここでは、特段、委員の皆様よりご意見を何う部分はございません。

続きまして、問7～問16までの10問、こちらは、住宅・住環境に関する意識・志向を何う問でございます。回答者がどのような住宅に住み、新たに住宅を取得するとしたらどのような構造を希望するのか、意向調査を主な目的としたものでございます。

うち、新設の問が2問ありまして、問10と問15となります。問10は、住んでもよい自宅は、新築・中古の持ち家か、それとも賃貸住宅かのニーズを何うもので、問15は、住宅を取得する際に重視するポイントはどこなのかというものを何うものになっております。なお、問15の選択肢には、近年の社会情勢を反映しまして、選択肢の1に災害に関するもの、4や13・15には、省エネや、創エネに関するものを設けております。

それから問17～問19、環境対策についての新設問となっております。脱炭素社会の実現に向けまして、回答者がどのように考えているのか、とりわけ、住宅の省エネ化を図る上で何が必要であるのか、検討するための参考となる設問と認識しております。

続きまして、分類の4住宅の地震対策、5の高齢化社会における住宅対策につきまして、一部、選択肢の見直しを行いました。これまで実施しました設問内容を踏襲しまして、現時点での回答と過年度の回答との変化を比較するものでございます。

問24～問26につきましては、空き家対策について、県民の意識を伺う設問としております。空き家対策については、空き家対策特別措置法、こちらの施行から4年が経過いたしました。社会的にも空き家の問題が認知されているところを踏まえまして、前回の設問が1問であったところを、新たに2問追加しまして、地域の空き家の増減の状況や、空き家対策が進まない理由を調査する内容としております。空き家対策が進まない理由に対する回答からは、県民が考える重点的に対策すべき事項が見えてくるものと考えておりまして、今後の参考となる設問であると認識しております。

資料2-4の②の2枚目に移ります。次期、県計画の改定に際しまして、民間賃貸住宅の供給促進に関する内容、とりわけ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない円滑入居賃貸住宅、いわゆる新たな住宅セーフティネットでございますが、供給促進に関する目標等の設置を検討しておりまして、その前段階としまして、このたびのアンケートで賃貸住宅に関するニーズ調査を目的として、3問、新設をしたものでございます。賃貸住宅の供給を促進するための施策展開を検討する上での参考情報といたします。

続く問32～問34につきましては、これまで実施しました景観に係る設問の踏襲に加えまして、景観の改善に必要な取組について、新たに意識調査をする予定でございます。

続く分類の10・11でございますが、いずれも社会情勢を反映した新たな設問としております。キーワードでいいますと、アフターコロナ、デジタルトランスフォーメーションといったところでございます。

分類10の地域コミュニティに関しましては、コロナウイルスで人と人との交流が制限され、“つながり”がこれまでより希薄になった環境等も踏まえまして、地域コミュニティの現状等についての調査であったり、分類11につきましては、「これからの信州の住まい方」としまして、二地域・他地域居住、テレワークといった住まい方の変化に対応するための施策展開を検討する上での参考情報とするために設けた問でございます。

最後、問40につきましては、回答、自由記載としまして、県民が考える生の声から、住宅施策における課題等を明らかにしまして、計画策定の上で検討していく予定で考えております。

設問（案）につきましては以上でございます。途中、音声等が途切れまして、大変、申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○武者会長

ありがとうございます。先ほどちょっと音声途切れている間に、委員の皆さんには、県計画としてどういう色を出していくか、そのためのエビデンスとなるような文言がほしいというような、少しお話を寄せていただいたところです。

そこで、柳澤恵子委員さんが途中になってしまったので、そこから伺いたいんですけども、どうでしょう、どこかお気づきの点がありましたら。

○柳澤恵子委員

特に、気づいたといいますか、先ほどの資料1の、例えば“住まい方”ビジョンにリンクしてのアンケートというような立ち位置だったりとかすると、より相乗効果があるのではないかなというのがあります。例えば先ほどの空き家の話ですとか、そういったところで、例えば空き家対策についても、今回、設問25・26で出ているのですけれども、こういった固定的な回答だけではなくて、どのように考えるかといったような、フリートークのようなもので、そういう県民の意見というのをちょっと聞いてもいいのではないかなと思いました。以上です。

○武委会長

ありがとうございます。まさにこの“住まい方”ビジョンが、多分、県として、特に色を出したい部分ですので、確かに、アンケートの中では大事になってくるかなと思います。自由回答欄をどのぐらい設けるかというのは、これもまたアンケートの設計にもよるのですけれども、今、おっしゃられた、例えば空き家のところで、何か回答欄を設けられるかどうか、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかの委員さん、どうでしょう、お気づきの点があったら、どんどん出していただければと思います。では、先にすみません、小松委員さん、どうでしょうか。

○小松委員

すみません、音声の通話が、ちょっとこちら環境が悪くて、先ほどの皆さんのやり取りが、ほとんど聞こえてない状態で発言させていただきます。もし、的を射てなかったら、申し訳ございません。

この問19のところですが、「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」の(案)のところには、ゼロカーボンとか、信州版ゼロエネルギー住宅という言葉が入っていますので、このような言葉も、このアンケートの中に入れていただいたほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○武委会長

ありがとうございます。この辺、どうでしょう、事務局のほう、あえて意図的に外しているのか、それともどうなのでしょう、その辺、もしお分かりのところがあれば。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

問19で、ご意見をいただきました。問19については、住宅の今後の環境対策で、行政に求められるもの等は何かというところで、その重要度を確認したいということで選択肢を設けています。それで、ビジョンのほうは、これからの方向性といいますか、中で、仮称信州版ゼロエネルギー住宅というようなことでお示ししてございますが、あくまで大きな方向性だということで、理念という、ビジョンということでお示しをしております。ということで、今回、問19については、より具体的な、行政に求められる施策は何かというところで、そこはちょっと切り分けて整理をしております。よろしいでしょうか。

○武委会長

小松委員さんどうでしょう、例えば、多分、ゼロエネルギーとか、ゼロカーボンという用語自体が、住民アンケートでは少し唐突なので、あえて避けているのかなというようなことを思ったのですが、必ずしもそういうことではないようですが、今のご説明、どうでしょうか、小松委員さん。

○小松委員

確かに唐突というところと、このアンケートにいきなり出すのはと思うのですが、ただ、12月までに何らかの、県のほうの、これから説明がある委員会が立ち上がっていく中で、必要になるのかどうか、ちょっとそこが知りたかったので、県のほうで、今後、立ち上げる委員会とは別だということであるならば、承知いたしました。理解しました。

○武者会長

別ということでもいいのでしょうか、このアンケートと、この委員会というものは、ひとまず別で考えるということでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

そのような理解で、よろしくお願いします。

○武者会長

それでは、ではほかの委員の方、先ほど原委員さん、手を上げられていましたね、はい、どうぞ。

○原委員

はい、設問の中にも耐震の関係の間20・問21で、住宅の地震対策について触れられていますが、これと少し関連をするかもしれませんが、去年の秋に、長野県下でも、台風19号、先日の信濃毎日新聞などの報道によれば、いまだに、今後の再建計画等が決まらない方も相当いらっしゃるという報道もございました。

そうした中で、可能であれば、もし仮に、その地震の災害であったり、水害だったり、原因はともかくとして、今、住んでいらっしゃるお住まいが、災害によって住めなくなった場合に、どのような再建、あるいは施策を想像しているかといいますか、選択するかという、現時点のお考えで、選択肢でいいと思いますが、そういったものを問うのも、長野県も、地震だけじゃなくて、ああいう水害による災害も発生したということからすれば、そのような設問を加えていただけると、今後の、災害全体に対する備えという意味でもいいのではないかと感じたので、改めて、別の分野で新たなアンケートのほうがよろしければそれでもいいんですけども、可能であればということでございます。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。特に、この地震以外の災害リスクをどう考えているかというようなことですね。これは、今回、地震に限定して、今回というよりは、これまでそのようなつくってきたと思いますが、いわゆる風水害のようなものも想定すべきかどうか、こ

こちら、事務局、どうでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

水害の災害ということですが、その部分につきましては、問15のところで、住宅を新築する場合はどのような点を特に重視しますかという選択項目の中の、例えば17番、被災想定区域内に所在していないことという、そのハザードエリアに所在しないということも、その重要な選択肢で選ぶかどうかというところで、そのところは、今回、新設をさせていただいております。

問20につきましては、住宅耐震対策につきましては、これ、平成22年から同じ質問でお聞きをしております、変化といいますか、その確認という意味もございます。

それと今、原委員さんからありました被災地の関係につきまして、個別に、被災された方を対象に定期的にアンケートを実施しております、その中で、ご要望等は把握をしているところでございます。

○武委会長

ありがとうございます。恐らく、原委員さんの今のご質問は、新築というよりは、恐らく既存の住宅のリスクということだと思うのですが、この辺は、アンケートというよりは、恐らくその別のアンケートで県として把握しているということだということですね、それはよろしいでしょうか。

○原委員

はい、分かりました。

○武委会長

ほかはいかがでしょうか、委員の皆さん。よろしいでしょうか。平賀委員さん、どうでしょう。

○平賀委員

問26の空き家対策なんですけれども、ここの答えの選択肢の中に、私、空き家対策が進まない理由って、窓口がどこだか分からないということが一番なのかなと思っていて。空き家の所有者に連絡は取れないし、行政は、何か個人のことだから関係ないみたいな感じだし、何かこの空き家がいいなと思っても、近隣の人に話を聞くとか、すごく、そこに行くハードルが高いというのがあるので、多分、空き家の所有者の問題もあるんですけれども、進まない理由というのは、何かしらの窓口が、どこに相談していいか分からないということが一番なのかなというふうに感じているので、この7番の分からないというのは、分からないなんですけど、そのようなニュアンスのことを、一個、答えに付け加えていただいたらいいのかなと思います。

○武委会長

ありがとうございます。これはどうでしょうか、例えば、設問の選択肢の5番の、この

流通促進の支援がないというのは、何かそういうようにも読めるのですけれども、これではちょっと分かりにくいですかね。

○平賀委員

そうですね、何かその流通の促進の支援というのは、もっとうり売買とか、具体的に進んだ話で、この空き家いいな、これって、どこの持ち物だろう、誰の持ち物だろうっていったときに、それが、どこが窓口なのかが分からないという、何か進めようがないというのが、多分、一番の進まない理由なのかなと思うので、何でしょうね。

○武者会長

相談窓口だと思うのです。

○平賀委員

そうですね。

○武者会長

その流通の一步手前の、例えば空き家を見学したりとか、そういうニーズを取ってほしいということですね。

○平賀委員

そこのハードルが一番高いかなと思っています。

○武者会長

なるほど、そうですね、おっしゃるとおりですね。できれば、そういう相談窓口のようなもの、空き家バンクのような公式のものに限らないことだと思うのですが、その辺の選択肢を一つ、もし可能であれば、入れていただきたいなと私も思います。ご検討いただければと思います。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

そのように整理をしたいと思います。

○武者会長

ほか、いかがでしょうか。田中委員さん。

○田中委員

今の空き家の件に関連することの一個なのですからけれども、空き家をそもそも利用したくないか、したいかというのは、聞いてもいいのかなと思います。それで、利用できない理由は何かというのを、この26番に、設問をつなげてもいいのかなと思いました。

○武者会長

ありがとうございます。そもそもの空き家のニーズですね。

○田中委員

そうですね、何か、それをズバリ聞いてみたいなという。

○武者会長

確かにそのような質問はない感じですがけれども、事務局、いかがでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

そうですね、ちょっと設問数を増やすというのはどうかなと思いますけど、設問の表現を整理させていただいて、今の、田中委員さんのご指摘も重要な視点だと思いますので、なるべく取り入れる方向で、事務局のほうで検討させていただければと思います。

○田中委員

あと、空き家の件と別のところで、自治活動以外に参加しているかという設問がありましたが、ここも、自治活動に参加しているかどうかを設問の中の選択肢に入れてもいいかなと思いました。実際に、本当に、自治活動が、どの程度参加されているのかどうかというの、把握する必要もあるのかなと考えました。

○武者会長

そうですね、これは、選択肢を増やすだけでいけそうな気もしますけれども、はい。そのような修正が可能かどうか、ご検討をいただきたいなと思います。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

はい、検討させていただきます。

○武者会長

実は結構いろいろあって、時間が盛大に超過しておりまして、恐らく、まだ細かいところを見ると、皆さんの専門性から見ると、幾つかご指摘があると思います。その辺は、別途、お気づきの点があれば、事務局のほうにメール等でアドバイスをいただければありがたいなと思います。すみません、次の議題のほうに移らせていただきます。

（3）ゼロカーボンの住まいづくりについて

○武者会長

次、議題の3番ですがけれども、「ゼロカーボンの住まいづくりについて」です。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局（建築住宅課 事務局（建築住宅課 清水課長補佐）

建築住宅課の清水と申します。よろしく申し上げます。私のほうから資料3、信州・健

康エコ住宅について、ご説明をさせてもらえればと思います。

前回の第1回審議会のほうでも、こちらの素案のほうをご説明させてもらっております。時間の関係もありますので、ある程度、ちょっと抜粋でご説明させていただければと思います。

1番の信州・健康エコ住宅が目指すものという形につきましては、県民と事業者と、住まいづくりの理念の共有が必要と考えているところでございます。また2050年までに、全ての住宅でゼロエネルギーの実現を目指しているところでございます。

そういう中で、2番の前提としまして、横のイメージ図のほうでご説明させてもらいますけれども、信州・健康エコ住宅が目指すものという形の中では、もちろん省エネ化を目指した外皮性能、それと恵まれた日射を活かした創エネルギー、太陽光等ですね。それと県産材・バイオマスの活用、あと、信州の特性を活かした設計の工夫、こちらをバランスよく、住み心地、健康面も考慮しながらバランスよく目指していくものと考えているところでございます。

あと3番、外皮性能の設定につきましては、今、参考という形で、現行の省エネ基準を一番下の欄に書かせてもらって、その上に国の支援制度で基準を記載させてもらっております。今後、この支援制度、国の支援制度を一つのベースにしながら、基準値のほうの検討を進めてまいればと思っているところでございます。

4番、今後のスケジュールでございます。冒頭、課長のほうからも説明がありましたけれども、今後、専門委員会を検討させてもらえればという形でございます。こちらの専門委員会につきましては、本住宅審議会に附属する専門委員会という形で計画しているところでございます。表の下に委員の予定ということで記載させてもらっておりますけれども、現在、委員としましては、学識経験者、あと建築関係の設計として2名、建築施工で2名、建材部門で1名、県産材の関係で1名、計7名を予定しているところでございます。役割としては、信州・健康エコ住宅の技術的な検討、それと建築物環境エネルギー性能検討制度、条例に基づく制度なんですけれども、こちらの制度の拡充の検討等々を予定しているところでございます。

上のスケジュールの表に戻らせてもらいますけれども、今後のスケジュールとしましては、この11月以降になりますけれども、専門委員会を立ち上げさせてもらいまして、今年度につきましては、骨子案の検討、次年度に詳細検討ということで、先ほど言った、外皮の性能も含める中で、全般的な信州の目指す住宅というのを、検討させてもらえればと思っております。

そういう中で、2段目にありますが、指針等の検討という形で、それが工務店等に分かりやすくなるような指針、それと県民のほうにも分かりやすく伝わるような手引き、そういうものも一緒に策定をしていければと思っております。

令和4年度につきましては、それに基づく新たな助成制度による支援を、今後、検討していくという形で考えているところになります。私からは以上になります。よろしく願います。

○武者会長

それでは、この件についてどうでしょうか、こういう構成で進めていきたいということ

と、あと、非常に専門性が高いところなので、別途、部会を設けたいというようなお話ですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。平賀委員さん、どうぞ。

○平賀委員

健康エコ住宅（仮称）となっていますけれども、何かその名前、健康エコ住宅って、ちょっとベタな感じがするので、何かもうちょっと格好いい名前がいいなと思います。

○武者会長

名称がちょっと、何ていうのでしょうか、やぼったいということですかね、はい。この辺は、ぜひ事務局のほうでまたご検討いただきたいと思います。私もそう思います。

ほかはいかがでしょう。古後委員さん、専門的なところからもしあれば、何か。

○古後委員

そうですね、健康エコ住宅の健康の部分ですね。それが、何を指すかなというのを、これを見ながら思っていたのですけれども、多分、この日射を取り入れるとか、通風とか、何かそういうところでのイメージかと思います。この辺、どのように評価として表すのかというのと、外皮性能の部分と相反してしまう場合があると思うのです。換気・通風と、省エネの気密性とかというところで、何かそこをうまく表現できるような指針とか、指標とか、入れられると、すごくいいなと思いました。名前は置いておいても、健康というキーワードが入っているのは、いいと思いました。

○武者会長

ありがとうございます。確かに健康、気密性と、ある意味、相反するようなところもあるということですね。これは、健康というものを入れた意図といいますか、どうでしょうか、事務局のほうで何かあるのでしょうか。

○事務局（建築住宅課 事務局（建築住宅課 清水課長補佐）

はい、よろしいでしょうか。健康につきましては、一番大きいところはヒートショック対策を考えているところです。外皮性能を上げることによって、建物の中での温度のバリアフリー、これをなくすことによって、ヒートショック等の防止、抑えるということをまず前提に考えております。

あと、付加価値として、先ほど古後委員がおっしゃった日射とか、そういう形のものもちろん、快適に住む、または健康で豊かに住むという意味では必要だと思いますので、それも併せて、気候風土を活かすという意味で、設計の工夫という形で盛り込めればという形で考えているところです。以上になります。

○武者会長

その辺、今後、説明がつくられていくと。はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○古後委員

はい、ありがとうございます。

○武者会長

ほかにいかがでしょうか、これについて、よろしいでしょうか。あと、皆さんに確認しなければならないのは、この専門部会を立ち上げることの是非ですが、これでよいかどうかということについて、合議を取りたいと思いますが、いかがでしょうか、専門委員会を立ち上げるということによろしいでしょうか。

○古後委員

すみません、ちょっといいですか。

○武者会長

古後さん、はい、どうぞ。

○古後委員

この委員会を立ち上げることはいいかと思うのですけれども、構成メンバーで、技術的な内容がメインかとは思いますが、何か違う視点を持った方、ユーザー側、そういう立場の方がいるといいのかなとは思いました。

○武者会長

この点について、事務局のほう、いかがでしょうか。もちろん、まだ委員が定ではないと思いますが、構成も含めて、どうでしょうか。

○事務局（建築住宅課 事務局（建築住宅課 清水課長補佐））

先ほど、私、補足を言い忘れたのが一つありまして、委員のほうにつきましては、これから、専門性もあるということで、建築関係団体等々のほうに協議をさせてもらったうえで、選出をさせてもらえればと思っております。あと、ほかの知見という形につきましては、委員会を開く中で、必要な方に関しては、オブザーバーという形でご参加をいただければと考えているところです。事務局からは以上になります。

○武者会長

あくまで、では委員は建築関係の方だけということですね。

○事務局（建築住宅課 事務局（建築住宅課 清水課長補佐））

今のところ、立ち上げに関しては、県産材も含めて建築関係団体のところで、まず技術的な検討を踏まえながら、あと、その議論が進んだところで、例えばライフサポートとか、そういう形のものが必要なときには、アドバイザーという形で参画をいただければと考えているところです。

○武者会長

ありがとうございます。それでは、この専門部会を設置するという一方で、そういう方向でお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 事務局（建築住宅課 清水課長補佐））
よろしく申し上げます。

（４）その他

○武委会長

それでは、次の議題に行きたいと思います。４番目ですね、その他ということで、事務局から一つご説明があると思いますので、よろしく申し上げます。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

建築住宅課の土屋と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料の４をお出しいただければと思います。長野県耐震改修促進計画についてということで、ご説明を差し上げたいと思います。

こちらにつきましては、長野県の住生活基本計画に、災害に強い住宅をということで目標に掲げて、住宅の耐震化率も目標達成指標として定めて上げております。その関連計画として位置づけられている計画になります。こちらにつきましては、耐震改修促進法第５条に基づきまして、都道府県が定めなければならないこととされておるものでございまして、国の基本方針に基づいて策定している状況でございます。

第Ⅰ期計画は、平成18年から27年ということで、10年計画をつくっております。現在は第Ⅱ期計画ということで、令和２年を計画期限としまして、住宅・建築物等の耐震化率の目標を定めて、耐震化の促進を図っている状況になってございます。

２番のほうです、現計画の達成状況でございますが、住宅につきましては、令和２年の目標を90%ということで、目標に基づいて施策を行ってきておりましたけれども、平成30年度の耐震化率が82.5%ということ、こちらにつきましては、平成30年度の住宅・土地統計調査に基づいて推計するということとしておりますので、今、30年度の数値が入ってございますけれども、全国的にも平成30年度は87%ということで、長野県においては、全国よりも少し達成していないという状況が見受けられるかと思っております。

次に隣、多数の者が利用する建築物でございます。こちらにつきましては、不特定多数の者が集まる一定規模以上の建物についての目標につきまして、令和２年、95%として行っておりまして、令和２年時点で92.5%ということで、こちらもちよっと目標に達成していない状況となっております。

あと、公共建築物、県有施設についてですけれども、こちらにつきましては、耐震化のほうはおおむね終わりました。災害拠点施設の割増補強ですとか、つり天井の耐震化ですとか、中規模施設の耐震化を行ってきておりましたけれども、現在、おおむね完了したという状況でございます。

次、沿道建築物についてですけれども、こちらにつきましても、対象建築物の精査や、義務化路線の検討を行ってきております。検討を行いましたけれども、義務化路線の決定

には至らず、協議継続という形で、現在に至っている状況でございます。

次の2枚目、資料4-2をご覧くださいと思います。こちらに、令和2年の計画期間中の主な取組ということで記載させていただいてございますけれども、一番左上の四角です。住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施ということで、耐震化フォーラムの開催ですとか、出前講座を実施、防災講演会の開催、各地でパネルを展示してやったり、シニア大学等での周知をしてきたという状況でございます。

次に、右の四角のほうへ行っていただきますと、住宅所有者が耐震化を容易にする環境の整備ということで、全市町村に耐震相談窓口を設置したり、または安価な工法等の普及を図るために講習会を実施したりということの取組を行ってきている状況でございます。

その下、多数の者が利用する建築物の耐震化の取組につきましては、大規模施設の所有者の啓発ということで、個別訪問を実施したり、電話等で連絡したりということ。または、防災査察時に耐震化の啓発をしたり、定期報告時に耐震化の啓発をしたりと。または、関係部局との協働による普及啓発を図ってきたところでございます。

そこで、その左の四角をご覧くださいと思いますが、補助金による耐震化の促進ということで、支援ということで行ってきています。制度拡充も、戸建て住宅につきましては、60万円限度だったものを100万円に変えたり、または現地建替の補助を追加したりということで、拡充を図ってきております。また、多数の者の利用する建築物につきましても、大規模改修補助を新設したりということで、促進を図ってきたところでございます。

住宅の補助実績でございますけれども、診断累計が4万7,476戸ということで、全国4位の累計数ということ。改修も、2,918戸ということで、全国6位ということでの推移となっている状況でございます。

また、市町村の取組事例ということで、下に住宅所有者のダイレクトなアプローチということで、2件、挙げさせていただいております。全対象住宅2万3,000世帯へのダイレクトメールを行って診断申込みが8倍になったとか、または、業者と一緒に戸別訪問したりして、業者との接触が用意になったりとか、そういう取組も実施してきたところでございます。

すみませんが、1ページ目、資料4のほうに戻っていただければと思いますが、こちらで3番ということで、次期計画に向けた課題ということで、先ほどお示しましたとおり、住宅の耐震化、目標に達成してない状況ですので、加速させるための新たな施策を講じなければならぬということ、または、多数の者の利用する建築物ですけれども、民間建築物において、耐震化率があまりよくないという状況もございますので、こちらの普及促進も図っていかねばならぬということで、課題としております。

今後の対応、4番でございますけれども、本年度末で計画期間が終了となりますので、切れ目ない取組を実施しなければならないと思っておりますので、関連計画との整合を図って、次期計画を検討しているという状況でございます。

本日、11月の住宅審議会ということで、経過説明ということで、今回、お話をさせていただいております。これから関係課・市町村等と協議をしまして、計画を煮詰めていきまして、次回の2月のときに、また、本審議会のところで報告をさせていただければと思っております。それで3月公表ということを目指して、頑張っていきたいと思っております。以上、説明です。よろしくお願いいたします。

○武者会長

ありがとうございました。こう取り組んでいるのですけれども、特に住宅の耐震化率がなかなか上がってこないというようなことで、今後、いろいろ検討するというお話でしたけれども、どうでしょうか、委員の皆さん、何かお気づきの点がありますでしょうか。古後委員さん、どうぞ。

○古後委員

質問ですけれども、住宅のこの目標値、90%とか、平成30年が82.5%とか、どこの数値でしょう、耐震化率ということだと、何かすごく肌感的にかなり高いなと思ったのですけれども、母数を教えてください。

○武者会長

これ、サンプリング調査ですよ、どうなのでしょう。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

こちらは、平成30年度に行いました住宅・土地統計調査に基づいて、行っている数値になりまして、まず、56年以前の建物と、57年以降の建物ということで、当然、耐震、基準が変わったのが56年になりますので、それ以前の建物は、耐震改修をしなければならない建物になるわけですけれども、そういう分けをしっかりと整理いたしまして、空き家ですとか、除却されたものというものも除いた状態で推計をした数値になります。

○古後委員

では、56年以前に住んでいるものに対しては、82.5%、改修済みということなのですか。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

その全体の住宅を合わせて、今、82.5%という状態になります。

○古後委員

では、56年の改修済みプラス、57年以降の新築ということですか。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

そうですね。

○古後委員

それで使っているものということですか。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

はい、そうです。

○古後委員

なるほど、分かりました。

○武者会長

全部、要は、新耐震基準以前のものも入っての82.5%ということで、結構高いなというのが古後委員さんの印象ですね。

○古後委員

古いものだけで、耐震改修をした比率というのは、大分低いということですよ、かなり。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

そうですね、はい。

○古後委員

分かりました。

○武者会長

ちなみに、この改修の累計が全国6位になって、結構高いですよ。高いけれども、全然、目標に達していないというのは、私が見ると、そもそも目標値が適正だったのかなんていうことも思ってしまうわけですけど、それはいかがでしょうか。

○事務局（建築住宅課 土屋課長補佐）

こちらにつきましても、国の基本方針というものが定められておまして、現在、国の基本方針は95%を目指しなさいということになっております。ですから、長野県は現実を捉えて、一応、90%ということで、前計画はしておりますけれども、やはりなかなか、達成していなかった状態ということになってございます。

○武者会長

なるほど、国のハードルがやたらと高いということですね、分かりました。ほかに皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、ここまでで、4番の議題もこれで終わりたいと思います。途中、かなり、駆け足で進めてきたので、もし、これに限らず、全体として何かこう言い残したこととか、お気づきの点があれば、最後にお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、田中委員さん、どうぞ。

○田中委員

最後の耐震改修促進計画についてですが、耐震改修は、やはり非常に古いものとかは、難しかったりして、建て替えるのと、どっちか迷うことがあると思うのですが、この現地建替補助を追加された平成27年以降、この辺の拡充もやはりしていければいいのかなと思

いました。ぜひともお願いしたいと思います。

○武者会長

事務局のほう、いいでしょうか、その点で。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

耐震建て替えについては、県としてはもう制度を持っていまして、まだ市町村のほうで対応してないところが多いというようなことがございますので、市町村のほうで、建て替えも対象とするように、働きかけというのを、今後、していかなければいけないなと思っています。

○武者会長

次期、その辺も含めて、ご検討されていることですね。はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。平賀委員さん、どうぞ。

○平賀委員

信州・健康エコ住宅についてですけど、住まい方検討委員会でもすごく話題になったことですが、高気密のお家も、高断熱のお家も、本当に素晴らしいとは思いますが、一方で、信州らしさということを見ると、何か隙間がある、例えばログハウスでも、薪ストーブが温かいみたいなことが、そういうゼロエネルギーの考え方もあるのではないかというような意見が、検討委員会のほうでも出ていたと思います。私も決して、高気密・高断熱の家だけが、ゼロエネルギーを実現するものではないと思っていますので、その視点を、ぜひ、信州・健康エコ住宅をお考えになるときに、入れていただければと思います。

○武者会長

確かに、委員会では、逆にゼロ断熱のほうがエコだ、みたいな意見が出ていたような気がしますが、ある種、断熱主義みたいなことにはならないような、バランスの取れた議論をということですね。

○平賀委員

はい、そうです。

○武者会長

そのように進めていただければありがたいと思います。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

すみません、やや押ししてしまいましたけれども、これで議事を終わりたいと思います。最後に事務局のほうから事務連絡があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

それでは、皆様、本日は、お時間いただきまして、どうもありがとうございました。途中、音声等の状況がすぐれておらず、大変、ご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。

次回の審議会の日程についてのご案内になりますが、次回、第3回目といたしまして、来年の2月頃、開催したいと思っております。また、改めて日程調整等のご照会をさせていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、冒頭、出席の委員様、全8名ということでご報告しておりましたが、途中で柳澤玉枝委員様、ご参加されましたので、9名ということで、改めて訂正させていただきますたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○武者会長

ちなみに、先ほどの議事録の署名については、そのまま、冒頭で確認したように、田中委員さんをお願いするということによかったのでしょうか。

○事務局（建築住宅課 深澤主査）

そのままをお願いいたしたいと思っております。

○武者会長

それでは、予定しておりました議事は以上となります。ありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思います。

4 閉 会

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

どうもありがとうございました。本日は、武者会長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたるご審議をありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、事務局（建築住宅課 小林課長）からごあいさつを申し上げます。

○事務局（建築住宅課 小林課長）

長時間にわたりまして、ご審議をありがとうございました。Web会議ということで、途中、音声がかれたりして、皆さん、かなりストレスがたまったかと思っております。申し訳ございませんでした。次回、できれば、環境が許せば、初顔合わせといえますか、対面による委員会形式をできれば取りたいなと思っております。

今回、いろいろご意見をいただきましてありがとうございました。それと、アンケートにつきましては、細かい部分もごございますので、ご意見等ございましたら、この後でも結構でございますので、メール等でまたいただければと思っております。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。また引き続き、県の建築住宅行政の推進につきまして、ご支援、ご助言をいただければと思っております。本日はありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 長崎企画幹）

それでは、以上をもちまして閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名委員
